

大東監第78号
平成22年12月24日

請求人様

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 寺坂修一

住民監査請求の監査結果について（通知）

平成22年11月5日付けで提出のあった住民監査請求について、地方自治法第242条第4項の規定により、監査結果を通知します。

1 請求人の請求内容

(1) 大東市は北河内広報連絡協議会への負担金として、425,200 円を支出している。同協議会は北河内 7 市で昭和 41 年に結成され、主に守口市と枚方市に設置されている記者クラブの運営経費を負担している。北河内 7 市全体では 3,400,000 円が負担金総額として集められている。

(2) 記者クラブにおけるいくつかの問題点

北河内の記者クラブにはマスメディアの朝日新聞、産経新聞、毎日新聞、読売新聞、日本放送協会、共同通信社の 6 社の報道記者が駐在し、たびたび各市からの行事予定や記事内容を受け取っていて、大東市管轄部局担当者は「広報活動の重要な柱だというふうに市としては位置付けている」とのことである。しかし、報道各社はいわゆる営利団体であり、各市から受け取った情報源を元に販売する紙面を作るなどを行っている。それに営利非営利に関わらず、小さな報道機関、またはフリーランスのジャーナリストは記者クラブに自由に出入りして事務機器利用などのサービスを受けることはできない。営利団体が公の施設を利用する場合、普通一般的には費用を支払って、使用することが社会通念上の常識である。大きな一部だけの報道の自由は市民全体の報道の自由を妨げる結果となり、公費を営利企業が使うことによって、営利の独占といわゆる「しがらみ」という関係が報道機関と行政機関との間に生まれ兼ねない。また、同協議会では現在、余剰金 1,467,191 円があり、予算分の 43%が繰り越されている。杜撰な経理は市民生活を脅かしているので、必要最小限の経費だということにはならない。市職員は記者クラブを「広報活動の重要な柱だというふうに市としては位置付けている」が、各自治体はそれぞれすでにインターネット上にウェブページを持ち、平成 12 年から始められた大東市のウェブページの場合、現在では平均して毎日のべ千人の市民からトップページからのアクセスがあり、毎月のべ五万人の方々

からのなんらかの閲覧が行われている。要するに公費の使われ方が時代に即応せず現代風の精査がしっかりとなされていない。

(3) 市長以下、幹部職員と関係した市職員に対して、425,200 円の損害賠償を請求する。関係する法的根拠は以下の通りである。

地方自治法第二条第14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

地方財政法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、地方公共団体の財政(以下地方財政という。)の運営、国の財政と地方財政との関係等に関する基本原則を定め、もつて地方財政の健全性を確保し、地方自治の発達に資することを目的とする。

(予算の編成)

第三条 地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない

(予算の執行等)

第四条 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

第2項 地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。

(地方公共団体における年度間の財政運営の考慮)

第四条の二 地方公共団体は、予算を編成し、若しくは執行し、又は支出の増加若しくは収入の減少の原因となる行為をしようとする場合において

は、当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようにしなければならない。

(4) なお、平成 22 年度予算 424,700 円とそれ以降については、公金支出の差し止めを求める。

(5) よって、請求者は、市長以下、幹部職員、関係した市職員による不当な行為を改めさせるため、平成 21 年度の支出に関しては、市長、幹部職員および関係した市職員に対して 425,200 円の損害賠償を求め、公金支出を行わないよう求め、別紙証拠書類を添えて、地方自治法 242 条に基づき、住民監査請求を行うものである。

添付証拠書類

その一、北河内広報連絡協議会定例会 報告書

2 請求の受理

本請求は 11 月 5 日に提出され、11 月 16 日に要件審査を行った。

その結果、法に定める形式的要件を備えていると判断した。よって 11 月 5 日付けで受理し、監査を実施することに決定した。

3 監査の実施

(1) 証拠の提出及び陳述の機会の設定

法第 242 条第 6 項に基づき、平成 22 年 11 月 30 日に証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人に対してこれを通知した。請求人の出席はなく新たな証拠の提出および陳述は行われなかった。

(2) 監査対象部課からの関係書類の提出

平成 22 年 11 月 30 日に、北河内広報連絡協議会（以下「協議会」という。）

の負担金を所管している政策推進部秘書広報課から監査に必要な関係書類の提出を受けた。

(3) 監査対象部課からの事情聴取

平成22年11月30日に、協議会の負担金を所管している政策推進部秘書広報課長から事情聴取を行った。

(4) 枚方記者クラブ執務室の現地調査

平成22年12月10日に、枚方市役所内にある枚方記者クラブの執務室を訪れ、現場確認を行った。

(5) 協議会職員からの事情聴取

平成22年12月10日に、枚方市役所内にある枚方記者クラブの執務室において、協議会の職員から事情聴取を行った。

4 監査の結果

(1) 事実の認定

ア 秘書広報課長は、平成21年度分の協議会の負担金として、平成21年5月15日に425,200円の支出命令書を決裁していた。

イ 市秘書広報課長は、平成22年度分の負担金として、平成22年5月14日に424,700円の支出命令書を決裁していた。

ウ 協議会は所有するファックス、コピー機等の事務機器を記者クラブに加盟する各社に無償で使用させていた。

エ 協議会は職員をして、主に行政機関や市民等が提供する情報を記者クラブ加盟各社の記者に連絡する業務に従事させていた。

オ 平成21年度の協議会決算において、総額3,400,000円の負担金収入に比して1,467,191円の繰越金が生じていた。

カ 協議会の負担金の収入時期は、5月下旬から6月上旬に集中していた。

(2) 判断

ア 記者クラブ加盟各社が報道する情報は、一般に社会的信用があり、多くの人々がその情報を利用している。

イ 市の提供する情報が記者クラブ加盟各社によって報道されることは、より多くの市民が、より早く、市の情報に触れることが可能になることであり、市民にとって大きな利益となっている。

ウ 記者クラブには、行政機関だけではなく、北河内各市の多くの市民や団体が情報を持ち込んでおり、記者クラブが地域に存在することは、市民の情報提供が容易になることであり、市民にとって利益となっている。

エ 市は北河内7市で共同設置する協議会に負担金を支出することを通して、協議会が所有するコピーやファックスなどの備品を記者クラブ加盟各社に無償使用させている。また協議会の職員に、行政機関や市民等から持ち込まれる情報を、記者クラブ加盟各社の記者に連絡させている。これらの行為は、上記のア、イ、ウで述べているように、記者クラブの存在が市民の利益に適っているとの判断を基礎としており、これらの経費を賄うための負担金の支出も、市民の利益に適ったものである。

オ 協議会の負担金は5月下旬から6月上旬にかけて入金されている。一方、協議会の経費の支払いは4月に始まり、5月末までの約2ヶ月間は繰越金以外に収入がない。これらの支払いに充てるため、平成22年度においても520,219円が1,467,191円の繰越金から賄われ、後日収入される負担金で補てんされている。このような繰越金の活用は、現在の予算・決算の制度上止むを得ないものであり、繰越金が存在することのみを以て、市が支出した負担金を違法・不当と判断することは適当でない。

カ 公金を基にする団体にあつては、請求人が述べるように、繰越金や剰余金の発生はできるだけ少なく、効率的に運営されることが望ましい。しかし平成22年度の繰越金収入1,467,191円から4月、5月の支払いに必要であった520,219円を除くと、残りの繰越金は946,972円である。これに本市の負担金率を掛け合わせると、繰越金のうち本市分に相当する繰越金の額は118,287円となり、このような額の繰越金の存在を以て、違法・不当な状況であると判断することはできない。

キ さらに、協議会の繰越金は正式に歳入予算に計上され、またこれに対応する経費として不測の事態に備えた予備費が歳出予算に計上されている。経費の目的外使用や不正流用等は一切なく、請求人が請求するように、関係職員に賠償を求めるような違法性や不当性は、全く存在しない。

ク 上記のことから、市が平成22年度に協議会に支出した負担金424,700円は違法または不当な公金の支出に該当しない。

ケ 尚、平成21年度分の負担金425,200円は、平成21年5月15日に支出命令が行われていた。このため平成22年11月5日の本件請求の時点では1年以上が経過しており、住民監査請求の対象とならなかった。

(3) 結論

以上の判断により、請求人の請求のうち平成21年度分の負担金にかかる請求は、これを却下する。残余の部分については、請求人の請求には理由がなく、これを棄却する。

(市長への要望)

平成22年11月5日付けで提出された住民監査請求については、現時点において違法性・不当性はなく、棄却したところです。

しかしながら厳しい社会経済環境の下、公金に対する市民の意識もより厳しいものへと変化しております。時代を先見した形で公金支出の内容を改善しておくことが望ましく、下記のとおり要望を行います。

記

- 1 北河内広報連絡協議会において、繰越金の単年度精算など、会計処理の改善に向けた検討が行われるよう、市が主導的な役割を果たされたい。
- 2 北河内広報連絡協議会において、2ヶ所での記者クラブの設置・運営経費について、さらなる効率性の追求に向けた検討が行われるよう、市が主導的な役割を果たされたい。